

議案第35号 交野市印鑑条例及び交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案書71P～72P

1. 条例改正の目的

市民の利便性の向上等を目的として、窓口の混雑緩和等を図るため、多機能端末機による各種証明書の交付（コンビニ交付）に係る手数料について、100円の減額を行いたい。そのため、交野市印鑑条例及び交野市手数料徴収条例の改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

減額対象となる手数料の種類と金額

①交野市印鑑条例の改正

減額対象とする手数料の種類	金額(現行 → 改正案)	
印鑑登録証明書	300円	200円※

②交野市手数料徴収条例の改正

減額対象とする手数料の種類	金額(現行 → 改正案)	
戸籍証明書(全部事項証明書・個人事項証明書)	450円	350円※
住民票の写し・戸籍附票の写し・課税(非課税)証明書	300円	200円※

※いずれもコンビニ交付による場合に限る。

3. 施行期日

令和6年7月1日

交野市印鑑条例（昭和50年条例第26号）新旧対照表

新	旧
<p>(登録証の返還)</p> <p>第10条 登録証の交付を受けた者で、次の各号の一に該当するときは、登録証を市長に返還しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次条</u>の規定により印鑑の登録が消除されたとき。</p> <p>(印鑑登録証明書の手数料)</p> <p>第16条 印鑑登録証明書の手数料は、1枚につき300円<u>(第13条の2の規定による交付にあつては、200円)</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録証の返還)</p> <p>第10条 登録証の交付を受けた者で、次の各号の一に該当するときは、登録証を市長に返還しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第11条</u>の規定により印鑑の登録が消除されたとき。</p> <p>(印鑑登録証明書の手数料)</p> <p>第16条 印鑑登録証明書の手数料は、1枚につき300円_____とする。</p> <p>2 (略)</p>

交野市手数料徴収条例（平成12年条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条に規定するものをいう。以下同じ。）の交付 1通につき 450円 <u>（多機能端末機（本市の電子計算システムと電気通信回路で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。第20号及び第27号において同じ。）による交付にあつては、350円）</u></p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>(20) 市税の賦課等に関する証明 1件 300円 <u>（多機能端末機による交付にあつては、200円）</u></p> <p>(21)～(26) (略)</p> <p>(27) 住民票及び戸籍の附票の写しの交付 1件 300円 <u>（多機能端末機による交付にあつては、200円）</u></p> <p>(28)～(37) (略)</p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条に規定するものをいう。以下同じ。）の交付 1通につき 450円 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>(20) 市税の賦課等に関する証明 1件 300円 _____</p> <p>_____</p> <p>(21)～(26) (略)</p> <p>(27) 住民票及び戸籍の附票の写しの交付 1件 300円 _____</p> <p>_____</p> <p>(28)～(37) (略)</p>